

議案第1号

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会会議運営規程~~（案）~~

（趣旨）

第1条 この規程は、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約第10条第4項の規定に基づき、宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則として、公開とする。ただし、出席委員の過半数の賛成により、非公開とすることができる。

2 会議は、公平かつ公正に運営されなければならない。

（議長の責務）

第3条 議長は、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に努めなければならない。

（会議の開会及び閉会）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後に、発言するものとする。

（傍聴）

第5条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴について必要な事項は、協議会の会長（以下「会長」という。）が別に定める。

（会議録の調製等）

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日及び場所
- (2) 出席者及び欠席者の氏名
- (3) 会議事項
- (4) 会議経過
- (5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、議長の確認を受け、これを保管するものとする。

4 会議録は、前項に定める確認をした日をもって確定する。

（会議録の公開）

第7条 会議録は、原則として公開する。

2 前項の公開は、会議録が確定した日後に、会長が定める方法により行うものとする。

（規律）

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成23年2月16日から施行する。